

公 示 送 達 書

富田林市告示第 8 1 号

下記の書類を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所が不明であるため送達できないので、地方税法第 20 条の 2 の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は、富田林市役所総務部収納管理課にて保管していますので、該当する方は収納管理課にて受領してください。

令和 8 年 9 月 8 日

富田林市長 吉村 善美



記

1. 送達を受けるべき者の氏名（名称） AZIZ ULLAH

2. 送達する書類

令和 7 年度 市府民税（普通徴収） 第 4 期督促状

（注）地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。